

有 朋 会 会 則

第 1 章 総 則

- 第1条 本会は有朋会と称し、事務所を宮城県貞山高等学校内に置く。
- 第2条 有朋会（以下本会と云う）は、宮城県塩釜高等学校多賀城分校卒業生及び宮城県貞山高等学校卒業生をもって組織する。
- 第3条 本会に特別会員を置く。特別会員は宮城県塩釜高等学校多賀城分校及び宮城県貞山高等学校に在職した教職員と現に在職中の教職員とする。

第 2 章 目 的

- 第4条 本会は会員相互の教養と親睦を図り、宮城県貞山高等学校の教育活動を援助し、併せて地方文化の向上に寄与することを目的とする。

第 3 章 事 業

- 第5条 本会は第4条の目的達成のため、次の事業を行なう。
1. 会員相互の教養と親睦に関する事業
 2. 学校事業に対する援助活動
 3. その他目的達成のために必要な事業

第 4 章 会 員 及 び 役 員

- 第6条 本会に次の役員を置く。
- 会 長 1名、 副会長 4名（内2名は本校教頭）
監 事 2名、 幹 事 各年次卒業生、
書 記 2名（内教職員1名）、 会 計 2名（内教職員1名）
- 第7条 会長、副会長、監事は総会において選任する。書記、会計は会長が委嘱し、総会の承認を得る。
- 第8条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。職員の任期は別に定めない。補欠によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第9条 本会に参与を置く。参与には学校長が就任し、会の運営全般について意見を述べることができる。
- 第10条 本会に顧問を置くことができる。顧問は役員会の推薦により会長が委嘱する。顧問は総会、役員会に出席し、本会運営に関して助言をすることができる。
- 第11条 本会に代議員を置く。代議員は卒業年度毎に2名選出し総会の承認を得る。

第12条 本会の会議は次の通りとする。

1. 総会 2. 代議員会 3. 役員会

総会は、代議員会の要請があったとき、または、会長が必要と認めたとき開催する。代議員会は、役員会に諮り、会長が必要と認めたとき開催し総会に代わり、議決することができる。役員会は会長が必要と認めたとき開催する。

第 5 章 会 計

第13条 本会の経費は、入会金、事業収益金、寄付金その他の収入金をもって充てる。但し、特別会員の入会金は免除する。

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第 6 章 慶 弔

第15条 会員等の弔意については別途協議するものとする。

附 則

第16条 本会会則に定めたもの以外に本会の運営に必要な細則は、役員会に諮り、別に定めることができる。

第17条 本会会則は、昭和53年10月29日より施行する。

細 則

第18条 本会は、宮城県塩釜高等学校多賀城分校同窓会が持つ事業及び財産を引き継ぐものとする。

平成14年10月26日一部改正